

財団法人ふくしま市町村建設支援機構事務決裁規程

(目 的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、財団法人ふくしま市町村建設支援機構（以下「支援機構」という。）の理事長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長の権限に属する事務又は財団法人ふくしま市町村建設支援機構事務委任規程に基づき委任を受けた所長（以下、「委任を受けた所長」という。）の権限に属する事務について最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 理事長又は委任を受けた所長の権限に属する事務を常時その者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 理事長又は委任を受けた所長の権限に属する事務又は専決権限を有する者の事務をその者に代わって決裁することをいう。
- (4) 事務局長 財団法人ふくしま市町村建設支援機構組織規程第5条に規定する事務局長
- (5) 部長 財団法人ふくしま市町村建設支援機構組織規程第5条に規定する部長
- (6) 課長 財団法人ふくしま市町村建設支援機構組織規程第5条に規定する課長
- (7) 所長 財団法人ふくしま市町村建設支援機構組織規程第5条に規定する所長

(事務の決裁)

第3条 事務の決裁は、理事長又は委任を受けた所長が自らこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この規程の定めるところにより、専決又は代決により行うことができる。

(理事長の決裁事項)

第4条 理事長の決裁を必要とする事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 支援機構の運営についての基本方針に関する事。
- (2) 事業計画の策定に関する事。
- (3) 予算の編成及び決算に関する事。
- (4) 寄附行為、規則及び規程の制定並びに改廃に関する事。
- (5) 訴訟及び和解に関する事。
- (6) 役職員の任免、分限、懲戒及び表彰に関する事。
- (7) 重要な契約の締結及び変更に関する事。
- (8) 理事会及び評議員会に提出する事案に関する事。
- (9) その他重要事項に関する事。

(専決議決)

第5条 専決することのできる事項及び決裁区分は、別表のとおりとする。

(専決の類推)

第6条 前条に規定する事項のほか、事案の内容の軽微なものについては、それぞれ専決権限を有する者が類推して専決することができる。

(専決の制限等)

第7条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 特に指示を受けた事項
- (2) 特に重要又は異例であると認められる事項
- (3) 疑義、紛議又は紛争がある事項

(事務の代決)

第8条 決裁権者が不在のときは、次の表に定める区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者がその事務を代決することができる。

(本 部)

決裁権者	第1次代決者	第2次代決者
理事長	副理事長	事務局長
副理事長	事務局長	総務部長
部長	課長	
課長	課長が予め指定する者	

(出先機関)

決裁権者	第1次代決者	第2次代決者
所長	所長が予め指定する者	

(代決の制限)

第9条 前条の規定により代決することのできる事務は、急施を要するものに限るものとする。

(後 関)

第10条 代決した事務については、すみやかに後関を受けなければならない。ただし、あらかじめ、決裁権者から後関を要しない旨の指示を受けた事項及び定例又は軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年5月7日議決)

この規程は、議決の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月28日議決)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日議決)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月26日議決)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日議決）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日議決）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日議決）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月29日議決）

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日議決）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日議決）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日議決）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日議決）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日議決）

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

別表 専決事項

副理事長の専決事項	事務局長の専決事項	部長の専決事項	課長・所長の専決事項
<p>1 事業の基本計画の作成及び実施計画の決定。</p> <p>2 事業実施のための関係機関及び第三者との協議に関すること。</p> <p>3 資金計画の策定。</p> <p>4 支援機構の業務全般に亘る総合的な企画調整に関すること。</p> <p>5 重要な申請、陳情、要望に関すること。</p> <p>6 重要な照会、報告、届出及び通知に関すること。</p> <p>7 職員の考課及び昇給に関すること。</p> <p>8 臨時職員の任免に関すること。</p> <p>9 職員の重要な研修の機会の付与</p> <p>10 役職員の公務災害の認定に関すること。</p> <p>11 役職員の他の団体の事務への従事の許可に関すること。</p> <p>12 役員、評議員の旅行命令に関すること。</p> <p>13 事務局長の旅行命令並びに休暇・欠勤等の</p>	<p>1 事務分担の総合調整に関すること。</p> <p>2 申請、陳情、要望に関すること。</p> <p>3 照会、報告、届出及び通知に関すること。</p> <p>4 職員の研修の機会の付与</p> <p>5 部長の旅行命令並びに休暇・欠勤等の承認</p>	<p>1 部内の事務分担の調整に関すること。</p> <p>2 軽易な照会、報告、届出及び通知に関すること。</p> <p>3 課(所)長の旅行命令並びに休暇・欠勤等の</p>	<p>1 課(所)員の担任意務の決定。</p> <p>2 課(所)員の旅行命令並びに休暇・欠勤等の</p>

<p>承認又は届出の受理に関すること。</p> <p>14 事務局長の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p> <p>15 事務局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。</p> <p>16 情報公開の文書開示申請及び異議申出に対する決定に関すること。</p> <p>17 個人情報の開示申請、訂正申請及び異議申出に対する決定に関すること。</p> <p>18 重要な公示又は広報宣伝に関すること。</p> <p>19 職員の身上事項及び履歴事項に関すること。</p>	<p>又は届出の受理に関すること。</p> <p>6 部長の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p> <p>7 部長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。</p> <p>8 公示又は広報宣伝に関すること。</p> <p>9 職員の安全及び保健衛生に関すること。</p>	<p>承認又は届出の受理に関すること。</p> <p>4 課(所)長の超過勤務及び休日勤務の命令に関すること。</p> <p>5 課(所)長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。</p> <p>6 扶養手当の認定、住居手当及び通勤手当の決定及び改定。</p> <p>7 事務所等施設及び諸設備の維持管理に関すること。</p> <p>8 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>9 被服の支給に関すること。</p>	<p>承認又は届出の受理に関すること。</p> <p>3 課(所)員の超過勤務並びに休日勤務の命令に関すること。</p> <p>4 課(所)員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。</p>
---	---	---	---

1 部長の専決事項の欄中6から9までにあつては、総務部長が専決できるものとする。